

流山市例規データベース更新業務委託及びシステム等賃貸借契約
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 概要

契 約 件 名	流山市例規データベース更新業務委託及びシステム等賃貸借
業 務 の 目 的	例規管理に係る事務の効率化及び法制執務体制の充実を図るため、迅速かつ正確な例規の制定、改正等を可能とする例規データベースシステムを構築等すること。
選 定 方 法	公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）
業 務 の 内 容	流山市例規データベース更新業務委託及びシステム等賃貸借仕様書のとおり
履 行 場 所	流山市役所（サーバーの設置を除く。）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで
システム稼働日	令和3年8月1日（納品日同年6月30日まで）
委 託 者	流山市
契 約 限 度 額 （ 税 抜 ）	<p>総額 14,000,000円</p> <p>令和2年度 0円</p> <p>令和3年度 1,867,000円</p> <p>令和4年度 2,800,000円</p> <p>令和5年度 2,800,000円</p> <p>令和6年度 2,800,000円</p> <p>令和7年度 2,800,000円</p> <p>令和8年度 933,000円</p>
事 務 担 当 部 課	<p>流山市 総務部 総務課 法規文書係</p> <p>〒270-0192</p> <p>千葉県流山市平和台1丁目1番地の1</p> <p>TEL 04-7150-6067</p> <p>FAX 04-7159-0133</p> <p>電子メール soumu@city.nagareyama.chiba.jp</p>

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はプレゼンテーションの日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) プロポーザルに係る公告の日からプレゼンテーションの日までの間において、市長から指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (6) プロポーザルに参加しようとする者の役員の中に、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を除く。）のいずれもがないこと。
- (7) 提案しようとするシステムが国又は地方公共団体への導入実績があり、かつ、稼働していること。
- (8) 流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）第125条第2項の規定による一般競争入札有資格者名簿に登載されていること。

3 参加受付

プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり事務担当部課まで持参又は郵送により参加表明書一式を提出しなければならない。

提出期	令和2年12月18日から同月25日まで（土曜日及び日曜日を除く。） ただし、持参による提出の場合は各日午前8時30分から午後
-----	---

間	5時15分までを受付時間とし、郵送の場合は提出期間最終日必着とする。
提出書類	参加表明書（別記第1号様式） 1部 参加資格確認書（別記第2号様式） 1部 登記事項証明書 1部 ※ 下記URLに示す市ホームページから様式をダウンロードすること。 URL https://www.city.nagareyama.chiba.jp/business/1005422/1005514/1005696/1029301.html

4 参加認定

事務担当部課は、提出された参加表明書一式を審査し、参加表明をした事業者について参加認定を行う。その結果は、令和3年1月5日までに全ての提案者に通知する。この通知の際、法制執務に関する共通の課題を課す場合がある。

5 提案書の提出

(1) 質問及び回答

提案書の提出に当たり質問がある場合は、令和3年1月6日から同月8日まで事務担当部課においてFAXにより受け付けるものとする。当該質問に対する回答は、同月13日までに事務担当部課からFAXにより行う。

なお、質問は、提案書の作成に係るものに限ることとし、評価及び審査に係るものは一切受け付けない。

(2) 提案書一式の提出

事務担当部課より参加認定を受けた事業者は、下記のとおり事務担当部課まで持参又は郵送により提案書一式を提出しなければならない。

なお、参加表明書一式が提出された場合において提出期限までに提案書一式の提出がないときは、参加を辞退したものとみなす。

提出期間	令和3年1月14日から同月19日まで（土曜日及
------	-------------------------

	び日曜日を除く。) ただし、持参による提出の場合は各日午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とし、郵送の場合は提出期間最終日必着とする。
提出書類	提案書（別記第3号様式） 5部 見積書 1部

6 プレゼンテーション

(1) 概要

提案書一式を提出した事業者は、令和3年1月25日にプレゼンテーションを行うものとする。

プレゼンテーションは、各提案者1時間30分（開始30分はシステム操作説明、残り1時間はプレゼンテーション（質疑応答時間20分程度を含む。））を予定している。

なお、プレゼンテーションにおいては、本市が用意するプロジェクター及びスクリーンを使用することができ、日時及び会場は、別途通知する。

(2) プロポーザルの途中辞退

提案者は、プレゼンテーションの実施の日前までに参加辞退届（別記第4号様式）を事務担当部課に持参又は郵送により提出したときは、プロポーザルの参加を辞退することができる。

7 選定結果

提案書等の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査し、及び評価し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。その結果は、令和2年2月に通知するとともに、ホームページ上において、その結果（参加者名及び評価点数）を公表する。

審査は、別に定めるところにより審査会を設置して行うものとし、審査及び評価の項目は次のとおりとする。

システム 性能	例規検索・閲覧システム	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作性 ・システムの機能の充実度 ・データ更新の作業体制
------------	-------------	--

	法令検索・閲覧システム	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作性 ・システムの機能の充実度
	判例検索・閲覧システム	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作性 ・システムの機能の充実度 ・登載判例の充実度
	例規起案・審査・管理システム 法令改廃情報提供システム 法制執務支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作性 ・情報の速報性 ・情報の充実度
信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入実績 ・システムのサポート体制 ・セキュリティ体制 	
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入、運用、保守等に係るすべての費用 ・データ更新に要する費用 	

8 参加表明書、提案書等の提出に関する留意事項

- (1) 理由を問わず参加表明書一式、提案書一式の提出期限後の提出は認めない。
- (2) 提出した参加表明書一式、提案書一式の追加、変更等を行う場合は、提出された参加表明書一式、提案書一式をいったん持ち帰り、提出期限までに追加、変更等をしたものを提出することができるものとする。
- (3) 提出した参加表明書一式、提案書一式が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提案者は本プロポーザルの参加資格を失うものとする。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限等がこの要領その他の定めに適合しないもの
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ウ 見積額が「1 概要」における契約限度額を超えるもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 提出した参加表明書一式、提案書一式は、返却しない。
- (5) 提出した参加表明書一式、提案書一式は、本プロポーザル以外の目的で使用することはない。

9 本プロポーザルに係る費用負担

参加表明書一式、提案書一式の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する費用については、その一切を提案者の負担とする。

10 スケジュール

参加受付	令和2年12月18日から同月25日まで
質問受付	令和3年1月6日から同月8日まで
質問回答	令和3年1月12日から同月13日まで
提案の受付	令和3年1月14日から同月19日まで
プレゼンテーション	令和3年1月25日
選定結果通知	令和3年2月中
契約締結	令和3年2月中
データ構築・運用テスト	契約日の翌日から令和3年6月30日まで
運用開始	令和3年8月1日